## 芦屋市火災予防条例新旧対照表

(下線部分は,改正部分)

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第14条 (省略)

2•3 (省略)

ン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未 満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミ リメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位 置,構造及び管理の基準については,第3条第1項第1号(アを除く。) 及び第18号の3, 第13条第1項第7号, 第8号及び第10号並びに本条第1 項第2号から第4号までの規定を準用する。

改正案

(1) • (2) (省略)

5 (省略)

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第31条の4 (省略)

2•3 (省略)

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対 象機械器具等で令第37条第4号から第6号 までに掲げるものに該 当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定めら れた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報 装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格 に、それぞれ適合するものでなければならない。

現行

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第14条 (省略)

2 • 3 (省略)

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピスト 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピスト ン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未 満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚が0.8ミ リメートル以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位。 置,構造及び管理の基準については,第3条第1項第1号(アを除く。) 及び第18条の3, 第13条第1項第7号, 第8号及び第10号並びに本条第1 項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1) • (2) (省略)

5 (省略)

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第31条の4 (省略)

2 • 3 (省略)

象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該 当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定めら れた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報 装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格 に、それぞれ適合するものでなければならない。

改正案	現行
5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる	5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる
基準により設置し、及び維持しなければならない。	基準により設置し、及び維持しなければならない。
(1)~(5) (省略)	(1)~(5) (省略)
(6) 前条第6項第1号,第5号及び第6号の規定は感知器について,	(6) 前条第6項第1号,第5号及び第6号の規定は感知器について, <u>同</u>
<u>同項第2号</u> から第4号までの規定は住宅用防災報知設備につい	条同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備につい
て準用する。	て準用する。

## 消防法施行令新旧対照表

	五 エアソール式簡易消火具 防用吸管に使用するねじ式の結合金具
	四 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消
二 消防用吸管	三二、消防用吸管
	二、消防用ホース
一 動力消防ポンプ	一 動力消防ポンプ
第四十一条 (略)	第四十一条 (路)
(自主表示対象機械器具等の範囲)	(自主表示対象機械器具等の範囲)
十三 緩降機	十二、接降機
十二 金属製避難はしご	十一 金属製避難はしご
において「一斉開放弁」という。)	において「一斉開放弁」という。)
統部の内径が三百ミリメートルを超えるものを除く。別表第三	統部の内径が三百ミリメートルを超えるものを除く。別表第三
十一 スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁(配管との接	十 スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁(配管との接
検知装置(別表第三において「液水検知装置」という。)	恢知
において「スプリンクラー設備等」という。) に使用する流水	において「スプリンクラー設備等」という。)に使用する流水
十 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備(次号	
九 閉鎖型スプリンクラーヘッド	八 閉鎖型スプリンクラーヘッド
八編電火災警報器	
	七 住宅用防災警報器
別表第三において「受信機」という。)	別表第三において「受信機」という。)
	機(火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の受信機を含む。
七の三)火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信	大 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信
。別表第三において「中継器」という。)	。別表第三において「中継器」という。)
継器(火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の中継器を含む	
ものを除く。以下次号までにおいて同じ。)	めるものを除く。以下次号までにおいて同じ。) に使用する中
七の二、火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備(総務省令で定	五 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備(総務省令で定
言機	おり こうりょく かんりゅう しょうしゅう こうしき
利用して自動的こと災の発生を惑句するものこ限ろ	利用して自動的に火災の発生を感印するものに限ち
七一 火災報知設備の感知器(火災によつて生ずる熱、煙又は炎を呑金手」とり。)	<b>四 火災報知設備の感知器(火災によつて生ずる熱、煙又は炎を</b>
が用吸管に使用するおじ式の総合金具(及表第三において「叙述を表す。	
が別をデージョートなどがあった。 別を終れたの おうのまり かいこう でき 一大 一消防用ホースに使用する差込式又はわじ式の結合金具及び消	
(略)	一~三 (略)
第三十七条 (略)	第三十七条 (略)
(検定対象機械器具等の範囲)	(検定対象機械器具等の範囲)
現行'	改正案
	h de la company

## 消防法施行令の改正の内容

検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直し

(1) 検定対象機械器具等について

検定対象機械器具等のうち「消防用ホース」,「結合金具」,「漏電火災警報器」を自主表示対象機械器具等に移行し,新たに「住宅用防災警報器」を検 定対象機械器具等に追加する。(第37条関係)

(2) 自主表示対象機械器具等について

自主表示対象機械器具等に、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」を追加し、新たに「エアゾール式簡易消火具」を追加する。(第41条関係)

- ※ 検定対象機械器具等とは、消防の用に供する機械器具若しくは設備、消火薬 剤又は防火塗料、防火液その他の防火薬品のうち、一定の形状、構造、材質、 成分及び性能を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助 等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであり、かつ、その使用状況 からみて当該形状等を有することについてあらかじめ検査を受ける必要がある と認められるものであって、政令で定めるもの。
  - (例) 消火器,消火器用消火薬剤(二酸化炭素を除く。),泡消火薬剤,閉鎖型 スプリンクラーヘッド等
- ※ 自主表示対象機械器具等とは、その使用状況からみて、必ずしもあらかじめ 検査を受ける必要がなく、製造業者等の責任において一定の形状等の確保を図 ることとしても差し支えないものと認められるものであって、政令で定めるも の。
  - (例) 動力消防ポンプ,消防用吸管等